

訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、極テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【商登法Ⅱ】

頁数	場所	誤	正
149	②の上に挿入	下記文章	
150	(2) ① 2行目	責任免除	責任限定契約
	(2) ③ 1行目		
	(2) ①③	(426Ⅱ)	(427Ⅲ)
	(2) ③ 2行目	監査委員	削除

平成 26 改正法の施行後も、社外取締役又は社外監査役に限り責任限定契約を締結することができることとする場合において、改正法の施行前に定款にその旨の定めを置いていた株式会社は、改正法施行後も、現在の定款を変更する必要はなく、これに関する変更登記の申請も要しない。

平成 26 改正法施行後に社外取締役以外の取締役（業務執行取締役等でない取締役に限る）又は社外監査役以外の監査役との間で責任限定契約を締結するには、その旨を定める定款変更が必要となり、これに基づく変更登記も必要となる（一問一答・平成 26 年改正会社法 P 118 参照）。

経過措置

責任限定契約に関する定款の定めに基づき、「社外取締役」「社外監査役」として登記されたものは、施行日後もその任期中は当該登記を抹消する必要はない（会社法附則 22Ⅱ）。

【刑法】

頁数	場所	誤	正
34	③ 枠内 1行目	洗面	洗面器
80	(2) ①表	a 目的物を発見できなかったので中止 d 後悔して中止	○
			e 目的物を発見できなかったので中止

【憲法】

頁数	場所	誤	正
62	5 (3)	P 60 (1) (最判平 7.12.5) は削除	P 62 5 (3) に下記判例を挿入

(3) 待婚禁止期間 (最判平 27.12.16)

①民法733条1項の規定のうち100日の再婚禁止期間を設ける部分は、憲法14条1項、24条2項に違反しない。

24条2項

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

②民法733条1項の規定のうち100日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、平成20年当時において、憲法14条1項、24条2項に違反するに至っていた。

※民法733条1項の立法目的は、父性の推定の重複を回避し、もって父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあり、民法772条2項は、「婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。」と規定して、出産の時期から逆算して懐胎の時期を推定し、その結果、婚姻中に懐胎したものと推定される子について、同条1項が「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。」と規定している

▼そうすると

女性の再婚後に生まれる子については、計算上100日の再婚禁止期間を設けることによって、父性の推定の重複が回避されることになる

▼一方

夫婦間の子が嫡出子となることは婚姻による重要な効果であるところ、嫡出子について出産の時期を起点とする明確で画一的な基準から父性を推定し、父子関係を早期に定めて子の身分関係の法的安定を図る仕組みが設けられた趣旨に鑑みれば、父性の推定の重複を避けるため上記の100日について一律に女性の再婚を制約することは、婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものではなく、上記立法目的との関連において合理性を有するものといえることができる

▼よって

本件規定のうち100日の再婚禁止期間を設ける部分は、憲法14条1項にも、憲法24条2項にも違反するものではない

▼これに対し

本件規定のうち100日超過部分については、旧民法767条1項において再婚禁止期間が6箇月と定められた当時は、専門家でも懐胎後6箇月程度経たないと懐胎の有無を確定することが困難であり、父子関係を確定するための医療や科学技術も未発達であった状況があったが、その後、医療や科学技術が発達した今日においては、再婚禁止期間を厳密に父性の推定が重複することを回避するための期間に限定せず、一定の期間の幅を設けることを正当化することは困難になったといわざるを得ず、父性の推定の重複を回避するために必要な期間ということではできない

(4) 夫婦の氏

「夫婦は、婚姻の際に定めたとおりに従い、夫又は妻の氏を称する」と定める民法 750 条の規定は、憲法 13 条・14 条 1 項・24 条に違反しない（最判平 27. 12. 16）

※民法 750 条の規定は、夫婦が夫又は妻の氏を称するものとしており、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく、本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない

▼ また

我が国において、夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが、本件規定の在り方自体から生じた結果であるということとはできない

▼ したがって

本件規定は、憲法 14 条 1 項に違反するものではない

訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、極テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【商登法Ⅰ】

頁数	場所	誤	正
65	(7) ②⇒ 2行目	発行可能種類株式総数	発行可能株式総数

【商登法Ⅱ】

頁数	場所	誤	正
151	登記すべき事項	非業務執行取締役等との間に、	取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、

271	下の d	d	e
	申請書	登記の目的 田中太郎持分全部所有権移転	登記の目的 田中太郎持分全部移転
301	⑦表 b	b 所有権以外の権利についての 破産の登記	b 所有権以外の権利を自己 信託の対象とした場合にお ける当該権利が信託財産と なった旨の権利の変更の登 記

S170418

【会社法 I】

頁数	場所	誤	正
129	(9) ①事前 開示 表	d 効力発生日における 発行 済 株式総数	d 効力発生日における発行 <u>可能</u> 株式総数
139	(6) ①	(215 II)	(215 I)

【商業登記法 I】

頁数	場所	誤	正
66	(9) ①事前 開示 表	d 効力発生日における 発行 済 株式総数	d 効力発生日における発行 <u>可能</u> 株式総数
139	(5) ①	(215 II)	(215 I)

S171210

88		平成29年7月分から 平成27年6月分	平成29年7月分から 平成30年6月分
104		平成27年	平成30年

【不登法Ⅲ】

頁数	場所	誤	正
128	※2 c 最終行	上記の登記(「根抵当権の取得の登記」「根抵当権を目的とする権利の取得の登	上記の登記(「根抵当権の取得の登記」「根抵当権を目的とする権利の取得の登記))がこれに該当する
220	表の下 (注2) イ	平成28年6月30日まで	平成34年6月30日まで

S170131

【不動産登記法Ⅲ】

頁数	場所	誤	正
152	⑥表2段目	外国人登録証明書	外国人住民票の写し

【不動産登記法Ⅳ】

頁数	場所	誤	正
9	申請書	B 信託銀行	B 信託銀行株式会社 (会社法人等番号 1234-56-78901 2)
		資格を証する情報	会社法人等番号
23	(2) ①表	解散命令	解任命令
33	⑦下3行	一の申請情報で・・・ ・・・「 <u>信託登記</u> 」を申請することになる	⑥cの最後に移動
103	申請書	抵当権者 大阪市北区波花町2 番7号 A株式会社 (会社法人等番号 1234-56-78901 2)	抵当権者 大阪市北区波花町2 番7号 A株式会社
		権利者 大阪市港区築港一丁目1 番1号 A株式会社	権利者 大阪市港区築港一丁目1 番1号 A株式会社 (会社法人等番号 1234-56-78901 2)
147	1号書類③	住民基本台帳カード (住民基本〇〇〇に限る)	個人番号カード
244	表の下(注) 4行目	※技術的制約から、たまたま	※技術的制約から、たまたま仮登記に類する形式をとっているにすぎず、105条で規定する仮登記とは全くその性質を異にする特別の登記

訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

極テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明しております。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【民法Ⅳ】

頁数	場所	誤	正
45	1 点線の下	債務者から第三債務者への	主たる債務者の

【民法Ⅱ】

頁数	場所	誤	正
144	(6) ② 枠内 ※2行目	受任すべき	受忍すべき

【民法Ⅲ】

頁数	場所	誤	正
36	⑨ 2行目	抵当権者の物上代位と賃借人による相殺	削除

【不登法Ⅰ】

頁数	場所	誤	正
208	(1) 図の下	H28改正-新規定は、平成28年9月5日以後に開始した相続	H25改正-新規定は、平成25年9月5日以後に開始した相続
	2つ目の枠内2行目	平成13年7月1日から平成28年9月4日までの間に生じた相続	平成13年7月1日から平成25年9月4日までの間に生じた相続

【不登法Ⅱ】

頁数	場所	誤	正
68	(1) 点線 枠1行目	記述精義	書式精義
72	申請書	一 損害額	一 損害金
82	申請書及び (1)	平成29年7月1日から 平成27年6月30日	平成29年7月1日から 平成30年6月30日
83	申請書		